

商品概要説明書

ひがしん能登半島復興応援定期積金

2025年4月1日現在

商品名		ひがしん能登半島復興応援定期積金
販売対象		個人・法人
取扱期間		2025年4月1日～2026年3月31日
期間		5年(60回)
預入	(1)預入方法	契約期間内で分割預入 普通預金等からの自動振替のみ
	(2)預入金額	10,000円以上
	(3)預入単位	1,000円単位
払戻方法		満期日以後に一括して払い戻します。
利息	(1)適用金利	固定金利 個人・法人 店頭表示金利＋年0.10% ※金利は税引き前です。
	(2)利払方法	給付補填金は満期日以後に一括してお支払いします。
	(3)計算方法	給付補填金は付利単位を1円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
担保		担保預入可能です。
税金		個人の利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります(ただし、マル優を利用の場合は除きます)。法人は総合課税となります。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
中途解約時の取扱い		定期積金規定に基づき払込日から解約日の前日までの期間について解約日における普通預金利率により計算した利息とともにお支払いします。
金利情報の入手方法		金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置・紛争解決措置		苦情処理措置: 本商品の苦情などは、当金庫営業日に、営業店またはリスク管理統括部(9時～17時、電話03-5610-1110)にお申出ください。 紛争解決措置: 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センターなどで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク管理統括部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話03-3517-5825)にお申出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、(1)お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システムなどを用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、(2)当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。くわしくは、東京三弁護士会、当金庫リスク管理統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
その他参考となる事項		預入が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。 ただし、満期日を繰延べない場合には、当初契約時の店頭表示の年利回り(1年を365日とする日割り計算)の割合による遅延利息をいただきます。満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。



東京東信用金庫